

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	住民記録システム
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課、安土町総合支所安土未来づくり課
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳事務
記録項目	個人識別符号（宛名番号）、氏名、性別、生年月日、住所、国籍・本籍、続柄、個人識別符号（住民基本台帳番号）、個人識別符号（個人番号）、その他
記録範囲	住民登録をした者
記録情報の収集方法	本人等からの申請で収集、他の地方公共団体
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	内部実施機関（福祉政策課等）、他の実施機関
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市市民部市民課 523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	住民基本台帳法、住民基本台帳法施行令、番号法等
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	マイナンバーカード管理システム
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課
個人情報ファイルの利用目的	マイナンバーカード交付事務
記録項目	個人識別符号（宛名番号）、氏名、性別、生年月日、住所、その他
記録範囲	カード交付申請をした者
記録情報の収集方法	本人等からの申請で収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市市民部市民課 523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	住民基本台帳事務に同じ
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	印鑑登録システム
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課、安土町総合支所安土未来づくり課
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録事務
記録項目	個人識別符号（宛名番号）、氏名、性別、生年月日、住所、続柄、その他（印影）
記録範囲	印鑑登録申請をした者
記録情報の収集方法	本人からの申請で収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市市民部市民課 523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	近江八幡市印鑑条例
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	

個人情報ファイル簿（単票）

個人情報ファイルの名称	戸籍総合システム
行政機関等の名称	近江八幡市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部市民課、安土町総合支所安土未来づくり課
個人情報ファイルの利用目的	戸籍事務
記録項目	氏名、性別、生年月日、住所、本籍、続柄、個人識別符号（住民基本台帳番号）、その他
記録範囲	本籍地を置く者
記録情報の収集方法	本人等からの申請で収集、他の地方公共団体
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	内部実施機関（健康推進課等）、他の実施機関（法務局等）
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	近江八幡市市民部市民課 523-8501 近江八幡市桜宮町 236 番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	戸籍法
個人情報ファイルの種別 （電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル）	法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）
個人情報ファイルの種別 （政令第 21 条第 7 項に該当するファイルの有無）	有
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	（規定なし）
備考	